

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴い、外出自粛要請や学校の臨時休校、事業の臨時休業等が行われ町民生活に大きな影響が生じています。

町では、町民の皆さんの生活を支援するために、以下の取組等を行います。【5月21日時点】
(新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は町HPでご確認ください。)

新生児臨時特別給付金(町独自)

給付対象者

令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた子
(出生により神戸町に住民登録した子に限る。)

給付額

給付対象者1人につき10万円

申請・受給者

原則、給付対象者の児童手当を受給する方

問い合わせ先 子ども家庭課 ☎ 27-0176

上水道基本料金の免除(町独自)

対象者

神戸町内で上水道を給水している全ての世帯及び事業者

免除となる料金

上水道基本料金

免除の期間

令和2年7月～12月請求分までの6ヶ月間

免除の方法

- ・神戸町が上水道を供給している区域(神戸町内に限る)
上水道料金の請求から基本料金を差し引く方法で実施
(申請手続きは不要)
- ・近隣市町が神戸町内に上水道を供給している区域の方は、
個別に基本料金相当額を助成する方法で実施します。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 27-0179

国民健康保険、後期高齢者医療保険制度 の傷病手当金・減免等

●国民健康保険・後期高齢者医療制度の 傷病手当金

対象者 被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染
(発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む)
し、4日以上その療養のために働くことができない方

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 減免等

対象者 ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計
維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき
・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる
生計維持者の事業収入等の減少が次の3項目
全てに該当するとき
①事業収入等のいずれかの減少額が前年の事
業収入等の10分の3以上
②前年の合計所得金額が1,000万円以下
③減少することが見込まれる事業収入等に係
る所得以外の前年の所得の合計額が400万
円以下

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

上水道料金・下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金・下水道
使用料の納付が困難になった場合は、納期限の延長(猶
予)が適用される制度があります。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 27-0179

町税の特例猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に
減少し、町税を一時に納付することが困難である場合には、
納税を猶予する制度があります。

問い合わせ先 税務課 ☎ 27-0173

各種証明書の郵送申請実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、戸籍証
明書、住民票の写し、町税に関する証明書の交付請求が郵
便で行えます。

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

税務課 ☎ 27-0173

事業者の皆さまへ 給付金や融資制度等のご案内

●持続化給付金

給付上限額 法人200万円、個人事業者等100万円
 問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター
 ☎ 0120-115-570

※具体的な内容や条件については、経済産業省のホームページをご覧ください。

●新型コロナウイルス感染症対策資金

融資限度額 運転・設備8,000万円
 融資利率 年1.0%
 信用保証料負担 年0.5%
 問い合わせ先 岐阜県商工労働部商業・金融課
 ☎ 058-272-8389

●雇用調整助成金

労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当の一部を助成します。

問い合わせ先 ハローワーク大垣
 ☎ 73-9296

●新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金

業務転換など、事業の継続に向けた取組みに対する補助
 補助率 2/3
 補助上限 150万円
 問い合わせ先 岐阜県商工会連合会持続化補助金事務局
 ☎ 058-201-0182

生活支援等の制度のご案内

●特別定額給付金

給付額 1人につき10万円
 対象 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方。受給者は世帯主。
 問い合わせ先 まちづくり戦略課 ☎ 27-0185

●住宅確保給付金

支給上限額 家賃相当額(上限あり)
 支給期間 原則3か月
 問い合わせ先 西濃総合庁舎支援窓口
 ☎ 0800-200-2532

●子育て世帯への臨時特別給付金

給付額 対象児童一人につき1万円
 対象者 令和2年4月分の児童手当を受給している方
 ※所得制限額を超えている「特例給付」の受給者は対象になりません。
 対象児童 令和2年4月分の児童手当の支給対象となる児童。ただし、同年3月分の支給対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象。
 問い合わせ先 子ども家庭課 ☎ 27-0176

●小学校休業等対応支援金

小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で、仕事をする保護者へ支援金を支給。
 問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
 ☎ 0120-60-3999

●生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)

貸付上限額 20万円以内(無利子・保証人不要)
 償還期間 2年以内(措置期間1年)
 問い合わせ先 神戸町社会福祉協議会
 ☎ 28-0223

●国民年金保険料の減免、免除

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方
 問い合わせ先 日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」
 ☎ 0570-003-004
 大垣年金事務所 ☎ 78-5166
 住民保険課 ☎ 27-0174

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方に対して、様々な支援制度を紹介する総合相談窓口を設置しました。

新型コロナウイルス対策支援 総合相談窓口 まちづくり戦略課 ☎ 27-0172